

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社グループは、グループの存在意義を全役職員が共有することを目指して、「東洋テックグループは、安心で快適な社会の実現に貢献します。」という経営理念のもとで、企業価値の向上を目指しています。そのためには、株主を始め、お客様やお取引先、当社グループの役職員などの会社関係者との良好な関係を構築し、維持していくことが重要であると考えています。

また、企業価値向上を図るために、経営の効率性を高めると同時に事業活動に係るリスクをコントロールすることが重要であります。これを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠と考えており、当社では社外役員を積極的に任用し、経営の監督機能と執行機能の間の緊張感を高めることにより、経営の健全性、透明性、効率性をより一層向上させているところであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳】

当社は、議決権行使プラットフォームについて、現状の株主数のうち、機関投資家や外国人株主の比率が僅少であり、事務や費用対効果等を勘案し採用しておりません。

また、英訳版招集通知につきましても、外国人株主の実数、持株比率等も同様に僅少であることから、採用する予定は当面ありません。

本件の導入につきましては、今後の機関投資家、外国人株主等の比率、費用対効果等を勘案のうえ判断してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社は、外国人株主を含む海外投資家の持株比率が僅少であるため、現状、英語での情報の開示、提供は行っておりません。

英語での情報の開示等の要否につきましては、今後の株主構成等を踏まえ検討してまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

当社は、経営陣の報酬について、毎年定期株主総会終了後の取締役会において、会社の業績や経営内容、経済情勢等を勘案し、取締役会において個々の取締役の報酬を決定しております。

経営陣の報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべき、方向性を示すべきとの点については定めておりません。

本件については、今後の検討課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、相手先企業との関係強化や取引拡大を図るうえで、保有目的があると判断した取引先の株式については保有いたします。取引先との関係強化や取引拡大によって得られる当社グループの利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。

政策保有株式の議決権行使については、議案内容を個別に精査したうえで、株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、適切に議決権行使します。当該議案が株主利益を著しく損ねる内容である場合には、肯定的な判断を行いません。なお、主要な政策保有株式について、その保有の狙いや合理性につき、原則、年1回以上、取締役会において具体的な説明を行ってまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、株主の利益を保護するため、取締役、監査役などの当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行ってはならない旨を「役員規程(禁止事項)」に定めています。なお、取締役が行う競業取引及び利益相反取引については、取締役会での審議、決議が必要であり、その取引の状況については取締役会に報告することとしております。

また、主要株主等との取引に当たっては、通常の取引と比較して、取引の一方の当事者が利益を害するがないように取引条件を定めることとしており、取締役会は必要に応じて、関連当事者間の取引内容をチェックする仕組みしております。

さらに、当社及び子会社を含む全ての取締役、監査役に対して、年度末を基準日として関連当事者取引の有無について確認調査票に基づき調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社は、経営理念、経営戦略、経営計画等については、現状開示を行っておりません。

当社は、平成28年1月に設立50周年を迎えますので、これを機に経営理念を更新しました。また、企業戦略、中期経営計画につきましては見直しを行ったうえで、今年度末までに当社のwebサイト等に掲載し、情報開示を行ってまいります。

(2) コーポレートガバナンスの状況については、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書に記載しております。

(3) 取締役、監査役の報酬等の決定に係る方針や手続等については、株主総会の決議による取締役、監査役それぞれの報酬総額の範囲内で、会社の業績、経済情勢等を勘案し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については監査役会での監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員を除く経営陣幹部の選任並びに取締役、監査役候補の指名に当たっては、代表取締役が必要に応じて取締役や監査役の意見を参考としたうえで、当社の事業環境、事業内容、経営方針等を理解し、当社の企業価値向上に資する経験、能力を有する方を候補者として、総合的に判断して指名の手続きを行っております。

社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件を採用し、当社と特別の利害関係がないこと、株主との利益相反が生じる恐れのないこと等で独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由等については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載し、開示しております。

(5) 取締役、監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名の理由については、株主総会招集通知に掲載し、これを開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会決議事項の範囲を定めております。また、権限規程に従い、代表取締役、取締役本部長等の意思決定者に対して、決裁、承認等に関する権限事項を明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役が取締役12名中5名(約4割強)を占めており、全員が独立社外取締役であります。また、監査役4名中3名(約7割強)が社外監査役であります。

社外役員は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与すべく各人がその役割、責務を認識しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める基準を基に、独立社外取締役候補者を選定し、取締役会での承認を経て、独立社外取締役5名を東京証券取引所に届出しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の構成】

当社の取締役会は、社外取締役5名と社外監査役3名を含め、計16名で構成されており、その構成メンバーは他社における役員経験者を多数含んでおります。従って、経営に関する知識・経験・能力は十分であり、多様性も十分であります。

取締役の選任に関する方針・手続きは定時株主総会に付議し、選任していただく方法を踏襲してまいります。

【補充原則4-11-2 社外役員の兼任状況】

当社は、社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼務する場合には、取締役会の決議を経ることとしており、現在、兼務している役員はありません。

また、役員全員の重要な兼職状況及び社外取締役・社外監査役の取締役会への出席状況については事業報告書等に開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の評価】

当社は、取締役会において、各取締役の自己評価等は行っておりませんが、取締役会は、社外取締役5名と社外監査役3名を含め、計16名で構成されており、これら各役員の経験、見識、力量等を客観的に判断したうえで、取締役会全体の実効性は充分発揮されていると評価しております。

【補充原則4-14-2 トレーニングの方針】

当社は、取締役、監査役に対するトレーニングについては、各人の経験、見識、力量等に応じて、自己研鑽を主体に各人に委ねております。

ただし、将来的な役員候補者を育成すべく、幹部職員に対する教育、研修の必要性を認識し、幹部職員の育成、指導をさらに強化していく方針です。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話、面談の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、個別の取材要請等があれば積極的にこれに応じております。

また、年2回の決算説明会を開催し、代表取締役自らの言葉で株主、ステークホルダーに当社の現況や中長期的な経営戦略、経営計画等を説明しております。

なお、現状より一層の株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取り組みについては、今後検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セコム株式会社	2,914,100	25.47
関西電力株式会社	1,535,900	13.43
株式会社近畿大阪銀行	400,090	3.50
株式会社りそな銀行	400,000	3.50
富士通株式会社	377,520	3.30
富士火災海上保険株式会社	335,210	2.93
セントラル警備保障株式会社	241,700	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	207,500	1.81
株式会社三井住友銀行	204,980	1.79
東洋テック従業員持株会	202,061	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

当社は、自己株式810,153株(割合7.08%)を所有しておりますが、上記表には記載しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
生駒昌夫	他の会社の出身者									○			
山地 進	他の会社の出身者									○			
安齋和明	他の会社の出身者									○			
向井俊之	他の会社の出身者									○			
浅中靖作	他の会社の出身者									○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
生駒昌夫	○	生駒昌夫氏は、当社の主要株主である 関西電力株式会社の代表取締役副社長 執行役員であります。 関西電力株式会社は当社の株式を 13.43%所有しております。	同氏を社外取締役として選任している理由 は、関西企業を代表する関西電力株式会社の 副社長として企業経営に対する幅広い知識、 経験等があり、当社の事業内容についても幅 広い見識を有しており、当社の経営の意思決 定プロセスにおいて、他社の経営者の目線か ら意見が言えること。また、同氏を含めた複数 の社外取締役、社外監査役が加わることによ り取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会 の活性化が期待でき、且つ、一般株主との利 益相反が生じる恐れがないことから独立役員 に指定しております。
			同氏を社外取締役として選任している理由 は、関西企業を代表する関西電力株式会社の

山地 進	○	山地 進氏は、当社の主要株主である関西電力株式会社の執行役員グループ経営推進本部副本部長であります。関西電力株式会社は当社の株式を13.43%所有しております。	執行役員としてグループ経営に関する幅広い知識、経験等があり、当社の事業内容についても幅広い見識を有しており、当社の経営の意思決定プロセスにおいて、他社の経営者の目線から意見が言えること。また、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が加わることにより取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化が期待でき、且つ、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。
安齋和明	○	安齋和明氏は、当社の主要株主であるセコム株式会社の常務取締役であります。セコム株式会社は当社の株式を25.47%所有しております。 当社の営業取引上、セコム株式会社に対する売上はありません。なお、セコム株式会社と当社との取引として、当社が対応できない営業区域外の警備先等につきましては、セコム株式会社の補完を受け、業務委託を行っております。	同氏を社外取締役として選任している理由は、警備業界のリーディングカンパニーであるセコム株式会社での事業部門で培われた知識、経験等専門的な知見をベースに当社の経営の意思決定プロセスにおいて、同業他社からの目線で意見が言えること。また、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が加わることにより取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化が期待でき、且つ、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。
向井俊之	○	向井俊之氏は、当社の主要株主であるセコム株式会社の常務執行役員大阪本部長であります。 セコム株式会社は当社の株式を25.47%所有しております。 当社の営業取引上、セコム株式会社に対する売上はありません。なお、セコム株式会社と当社との取引として、当社が対応できない営業区域外の警備先等につきましては、セコム株式会社の補完を受け、業務委託を行っております。	同氏を社外取締役として選任している理由は、警備業界のリーディングカンパニーであるセコム株式会社での事業部門で培われた知識、経験等専門的な知見をベースに当社の経営の意思決定プロセスにおいて、同業他社からの目線で意見が言えること。また、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が加わることにより取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化が期待でき、且つ、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。
浅中靖作	○	浅中靖作氏は、当社の主要株主であるセコム株式会社の兵庫本部長であります。 セコム株式会社は当社の株式を25.47%所有しております。 当社の営業取引上、セコム株式会社に対する売上はありません。なお、セコム株式会社と当社との取引として、当社が対応できない営業区域外の警備先等につきましては、セコム株式会社の補完を受け、業務委託を行っております。	同氏を社外取締役として選任している理由は、警備業界のリーディングカンパニーであるセコム株式会社での事業部門で培われた知識、経験等専門的な知見をベースに当社の経営の意思決定プロセスにおいて、同業他社からの目線で意見が言えること。また、同氏を含めた複数の社外取締役、社外監査役が加わることにより取締役会に適度の緊張感を与え、取締役会の活性化が期待でき、且つ、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、監査計画や法定の監査結果の報告などに関し、年間数回程度意見交換を行う場を持っております。その他、会計監査人が行う営業店等への監査については、常勤の監査役が立ち会うなど監査役と会計監査人との連携は機能しております。

当社は、執行部門から独立した内部監査部門である監査部を設けております。

内部監査部門である監査部は、本社、営業店及び子会社の業務監査を行うほか、受託管理業務については、CD資金の取扱委託業務に係る外部委託先企業のCD資金取扱に係る業務監査も実施しております。

監査役と内部監査部門である監査部との連携状況につきましては、監査部が監査実施の内容や結果について代表取締役社長に報告を行なうか、監査役に対しても監査結果報告書の回付を行っております。また、監査役立会いのもとでの業務監査の実施や監査役から監査部に監査の実施内容について確認できる体制が確保されているなど、監査役と内部監査部門との連携は機能しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
尼木 始	他の会社の出身者											△		
原田昌也	他の会社の出身者									○				
伊東清恵	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尼木 始	○	—	<p>尼木 始氏を社外監査役として選任している理由は、金融機関を退職後、一般企業事業法人等での経営者として豊富な経験があり、客観的な視点で意見を述べることができ、独立の立場で適正な監査が実施できるため選任しております。</p> <p>なお、同氏は、当社の警備業務の主要受託先である金融機関に勤務する業務執行者でありましたが、当社の社外監査役に就任した時点(平成24年6月)では、当該金融機関を転出してから11年が経過しており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと認識しております。</p> <p>同氏は、当該金融機関から転出後、当社とは無関係な一般事業会社の役員などを歴任し、前職は一般事業会社の監査役を務め、当該事業会社を平成23年6月に退任していることから、当社は一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として指定しております。</p>
原田昌也		<p>原田昌也氏は、株式会社関電セキュリティ・オブ・ソサイエティの代表取締役社長であります。</p> <p>当社は、同社から顧客先への警備対応の業務委託を受けております。なお、当社は同社に76百万円(出資比率19.0%)の出資を行っております。</p>	<p>原田昌也氏を社外監査役として選任している理由は、同氏の事業会社等での経営者としての豊富な経験や幅広い知見をベースに客観的な視点並びに中立的な立場で意見を述べることができ、独立の立場で適正な監査が実施できるため選任しております。</p>
伊東清恵		—	<p>伊東清恵氏は、常勤監査役(社外監査役)上林義則氏の逝去に伴い、平成27年10月9日付で補欠監査役から社外監査役に就任いたしました。</p> <p>同氏を社外監査役として選任している理由は、同氏の事業会社等での経営者としての豊富な経験や幅広い知見を基に客観的な視点と中立的な立場で意見を述べることができ、独立の立場で適正な監査が実施できるため選任しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役に対するストックオプションや業績連動型報酬制度は採用しておりません。現状、役員賞与等により当該営業年度における業績に対する成果配分を行うこととしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

前事業年度における取締役に対する役員報酬等は次のとおりです。

定款または株主総会決議に基づく報酬

支給人員 8名、支給額165百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」という。)を補佐する専従の担当セクションや担当者は配置しておりません。

社外役員に対する情報伝達の仕組みは、通常書面、電話及びEメールにより行っております。その頻度は、月間1回程度であります。

取締役会の開催に際して行う社外役員への事前説明は、付議議案の案内が主で、事前の内容説明は行っておりませんが、重要な案件等につきましては代表取締役若しくは担当役員が、社外監査役については常勤監査役が事前にEメール、電話等により説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

〔業務執行・監査・監督の方法についての概要〕

意思決定・監督機関である取締役会は、取締役12名(うち社外取締役5名)、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されており、経営方針や法令で定められた事項の他、経営に関する重要事項について討議、審議、決議を行っております。

経営会議は、原則毎月2回開催し、経営に係る重要事項について、取締役、常勤監査役および執行役員と必要に応じて担当部門責任者を加えて討議、審議を行っております。

〔内部監査及び監査役監査の状況〕

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名で構成されており、積極的な意見交換と協議を行っております。また、常勤監査役は、隨時業務執行に係る稟議書等を閲覧し、必要に応じて各営業店等への往査を行っております。また、会計監査人とも意見交換を行うなど監査の充実を図っております。

内部監査は、執行部門から独立した内部監査部門である監査部が社内の全部門および子会社を対象に総合的な業務監査を実施し、その結果を毎月経営会議に報告し、本社の関係部に指導の徹底を求めております。特に、受託管理業務につきましては、CD／ATM機内現金監査、鍵の管理状況等を厳格に監査し、適正な業務運営を指導しております。また、同業務の外部委託先につきましても同様に定期的な監査を行っております。

〔会計監査の状況〕

当社の会計監査人については、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

会計監査の体制は、以下のとおりです。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 吉村祥二郎
指定有限責任社員 業務執行社員 石原伸一
- ・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 10名
会計士補等 5名
その他 1名
- ・監査証明業務に基づく報酬30百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

〔現状のガバナンス体制を採用している理由〕

当社は、監査役会設置会社制度を採用しております。

当社の取締役会は、取締役12名で構成され、うち、5名が社外取締役であります。

取締役会の監督強化に関しては、社外取締役が5名で取締役総数の3分の1以上を占めており、経営者による説明責任の確保や経営方針等の方向性が的確に社外取締役の存在により担保されていると考えております。

また、社外取締役には第三者の目線で取締役会の監督強化が図られており、有効性があるものと判断しております。

なお、社外取締役5名全員については、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから独立社外取締役に指定しております。

監査役会は4名で構成され、うち3名が社外監査役であります。各監査役はそれぞれが独立の立場で監査の実効性を図っております。

当社は、社外監査役1名を一般株主と利益相反が生じる恐れがないことから独立役員に指定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
その他	株主総会での事業報告等をよりご理解いただけるようグラフや写真、イラスト等によるビジュアル化に加え、女性ナレーターによる分かり易い説明に心掛けております。 併せて、株主総会開会前に当社の最近のトピックス、TVニュース、CM等をコンパクトに編集した映像を放映し、出席株主に当社の最近の現況を理解していただけるよう工夫を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とした定期的な説明会は実施していませんが、期末及び第2四半期の決算発表後を中心に会社説明を実施しており、個人投資家の出席も可能としております。 また、本会社説明会で使用した説明会資料等は、当社のホームページに掲載しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、証券アナリスト、機関投資家、金融機関、証券会社担当者及び一般投資家を対象に定期的に期末及び第2四半期の決算概要や次期の業績予想、経営課題、方針等について会社説明会を開催しております。 また、アナリスト、機関投資家等からの依頼があれば、個別にスモールミーティングを適宜開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社のホームページにIRコーナーを設け、会社説明会の資料のほか、開示資料や決算短信、株主通信、有価証券報告書、四半期報告書等を適宜掲載しております。また、IRカレンダーを設け、会社説明会等の日程を隨時お知らせしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名 管理本部経営統括部 連絡先 電話06-6563-2102	
その他	IR担当役員 取締役専務執行役員管理本部長 仁田吉彦	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

[内部統制システムの基本方針]

業務の適正性を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

(1) 当社および当社グループの取締役等および使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「コンプライアンス・マニュアル」をはじめとするコンプライアンス体制に係る各種規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範と位置付けています。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長を総括責任者として、コンプライアンス体制に係る取組みについて全社横断的に統括し、役職員に対し教育、指導を行っております。

なお、執行部門から独立した内部監査部門である監査部は、当社グループ内におけるコンプライアンスの取組み状況について監査を行います。この監査結果は、定期的に経営会議に報告されるものとし、重大な違反行為については、取締役会及び監査役会に報告いたします。

また、経営統括部コンプライアンス室は、コンプライアンス委員会の事務局として、当社グループ内の各種コンプライアンス体制の指導、教育を行います。

法令上疑義のある行為等については従業員が直接情報提供を行う手段として既に「愛と正義の目安箱」を各箇所に設置し、情報提供の運用を容易に行えるようにしています。また、社外の弁護士への書面による通報制度(以下、「コンプライアンス・ホットライン」という。)を設けています。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保しています。

なお、重要な通報等については、その内容と会社の対処状況・結果について、適切に役員・使用人に開示し、周知徹底を図ることとします。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他重要な情報を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し、且つ管理を行っております。

イ. 株主総会議事録とその関連資料

ロ. 取締役会議事録とその関連資料

ハ. 経営会議議事録とその関連資料

二. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過及び記録または指示事項とその関連資料

ホ. 取締役を決定者とする稟議書等決定書類及び付属書類

ヘ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」の定めにより代表取締役社長を危機管理統括管理者とし、当社が事業活動を行う中で不測の事態に直面した場合、被害の拡大を防止すると共に経営危機を回避するために行動しなければならない基本的な枠組みを定めています。

代表取締役社長は、各本部長をリスク管理に係る危機管理責任者に任命し、危機管理責任者は緊急事態に際し適切な対応行動を指揮し、また、関係職員を対象として教育、訓練を行い危機管理意識の高揚、維持を図ります。

コンプライアンス、災害、警備品質、情報セキュリティに係る各種リスクについては、それぞれ担当部門長である危機管理監督者が、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、当社の危機管理統括責任者の下で行います。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、全社的な経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の意思決定ルールに基づく効率的な達成のための方法を定めます。

取締役会は、各業務担当取締役に定期的に各部門の目標に対する進捗状況の報告を求め、改善を促すこととし、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

なお、意思決定と経営効率を向上させるため、取締役、執行役員が出席する経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

業務運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度の運営方針、施策、予算を策定し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し実行します。

(5) 当社および当社グループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、取締役管理本部長が関係会社の法令遵守体制、リスク管理体制等関係会社の業務の適正を確保するための体制を統括します。

また、関係会社については監査部による業務監査を実施すると共に、関係会社の所管業務の運営体制については、管理本部経営統括部が各社の自主性を尊重しながら、経営計画に基づいた施策や効率的な業務運営体制についてサポートを行います。

関係会社の業務執行等の状況については、各社の取締役会へ定期的に報告するのに加え、当社代表取締役、各本部長、常勤監査役と関係会社取締役、執行役員および所管部署である管理本部経営統括部との間で毎月関係会社会議を開催し、関係会社の問題点の把握と改善に努め、必要に応じて取締役会、監査役会に報告を行っております。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する体制

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の意見を尊重したうえで、必要に応じて監査部所属の職員1名以上の使用人を配置します。

この場合、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとします。なお、当該期間中、指名された使用人は取締役の指揮命令は受けないものとします。

(7) 当社の取締役および使用人等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社の取締役および使用人並びに関係会社の取締役、監査役および使用人は、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を遅滞なく当社の監査役に報告するものとします。

また、当社は、監査役会への報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁じます。

報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によります。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるることができます。

(8) 当社の監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

当社は、監査業務の実効性を高めるため、監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を確保しています。

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換の場を設け、監査役会の監査が実効的に行われる体制を整備しています。

また、「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図るものとします。

また、監査役が、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。また、監査役が、その職務を遂行するために、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

(9) 当社の財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る必要且つ適切な内部統制体制を整備、運用するとともに、その体制および運用状況を継続的に評価し、必要があれば速やかに是正措置を行うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社および当社グループは、暴力団等反社会的団体に対しては、毅然とした態度で臨むこととしており、不当要求等は一切受け付けず、警察当局や顧問弁護士等と連携を図りながら、事案に応じて関係部門と協議の上対応してまいります。

反社会的勢力排除に向けた整備状況については、対応部署を設置し、警察当局および関係機関との連絡を密にし、指導、助言を受けるほか、事案発生時には、関係機関、顧問弁護士等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

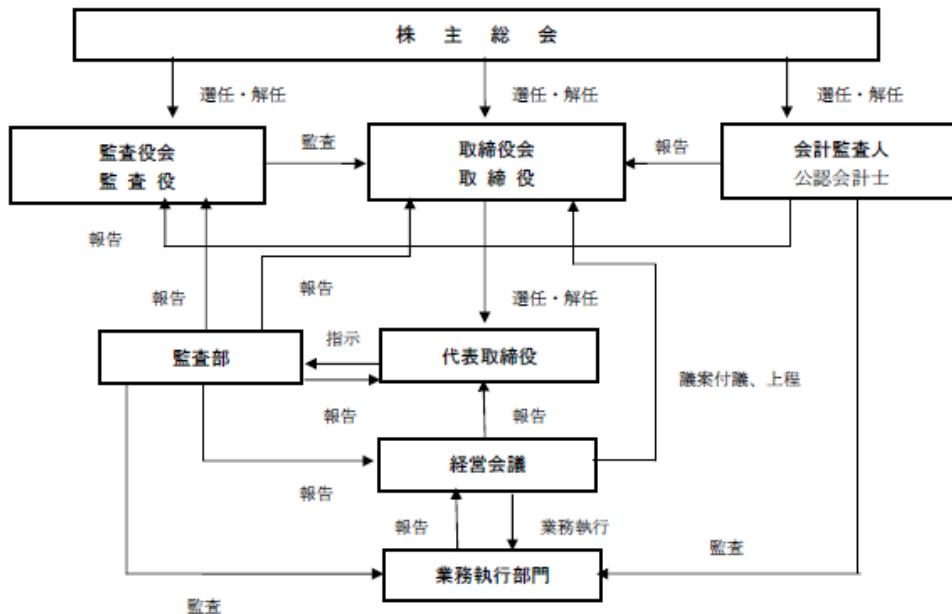
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりです。

1. 当社は、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本に、社内規程として「内部者取引防止規程」を定めるとともに、管理本部長を情報取扱責任者として、株式会社東京証券取引所に届出しております。

2. インサイダー取引を未然に防止するため、当社グループ各部門の責任者を情報管理者とし、重要事実に該当する可能性がある事実の把握、その他の役職員によるインサイダー取引を防止するための必要な業務を行います。また、各情報管理者は、担当部門で未公表の重要事実に該当し、または該当する可能性がある事実が発生した場合、若しくは知ったときは、直ちに情報取扱責任者及び情報開示担当部署(経営統括部)に報告することとしております。

3. 当社の重要事実の公表は、関係法令等の趣旨に従い、適時適切に公開します。なお、重要事実の公表は、経営会議の審議および取締役会での決議若しくは代表取締役の決裁により、情報取扱責任者である管理本部長の指示のもと経営統括部が重要事実の公表を行います。
※適時開示の体制については、巻末の「添付資料」をご覧ください。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

